

先生各位

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。
このたび、平成25年12月27日付、「保医発1227第4号」厚生労働省保険局医療課長発通知にて、下記の項目につき、検体検査実施料が平成26年1月1日より新規適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

●新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
プレセプシン定量	320点	区分番号「D007」 血液化学検査の47(生化学的検査Ⅰ)

- ア プレセプシン定量は、区分番号「D007」血液化学検査の「47」プロカルシトニン(PCT)定量の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査と区分番号「D007」血液化学検査の「47」プロカルシトニン(PCT)半定量、プロカルシトニン(PCT)定量又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「32」エンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
- ウ 本検査は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。

項目名	保険点数	区分
ヒトメタニューモウイルス抗原定性	150点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査の21(免疫学的検査)

- ア ヒトメタニューモウイルス抗原定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」RSウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査、本区分「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、若しくは「19」ノイラミニダーゼ、若しくは「21」インフルエンザウイルス抗原定性又は本区分「21」RSウイルス抗原定性のうち3項目を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。ただし、本区分「11」ウイルス抗体価(定性・半定量・定量)のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、「19」ノイラミニダーゼ又は「21」インフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は、1項目として数える。
- ウ 本検査は、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。

【裏面に続きます】

項目名	保険点数	区分
抗ARS抗体	190点	区分番号「D014」 自己抗体検査の13(免疫学的検査)

- ア 抗ARS抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「13」抗セントロメア抗体定性の所定点数に準じて算定する。
- イ 本検査と本区分「9」抗Jo-1抗体定性、抗Jo-1抗体半定量又は抗Jo-1抗体定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。
- ウ 本検査と本区分「9」から「11」までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。ただし、本検査と本区分「9」抗Jo-1抗体定性、抗Jo-1抗体半定量又は抗Jo-1抗体定量を併せて実施した場合は1項目として数える。

<注> 当所におきましては、今回保険適用になりました3項目については、現在未実施でございます。受託体制が整いしだいご案内させていただきます。